

豊田市新エネルギー活用促進補助金

再生可能エネルギー発電設備と 再生可能エネルギー由来水素活用設備の 導入を支援します

豊田市内で製造業又は運輸業を営む中小企業者又は中堅企業が、再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備など）や再生可能エネルギー由来水素（グリーン水素※）を活用した水素活用設備を導入するにあたり、その費用の一部を補助します。（自家消費に限る。）※条件付きでグリーン水素以外の利用も認めます。

【再生可能エネルギー発電枠】SDGS認証のゴールド又はシルバー以上で上乘せあり！

補助限度額 3,000万円（SDGs認証で4,000万円）

補助率 1/2 （SDGs認証で2/3）

補助対象事業	再エネ発電設備等(太陽光発電設備、蓄電池、充電器等)を導入する事業
補助対象経費	設備費、工事費(建物補強工事費含む) 調査費、設計費等

【再生可能エネルギー由来水素活用枠】

補助率 1/2

補助対象事業 (補助限度額)	再エネ由来水素活用設備等を導入する事業
	◆再生可能エネルギー由来水素発電システム(限度額1億円)
	◆純水素型燃料電池(限度額6,500万円)
	◆水素燃料ボイラー(限度額4,700万円)
	◆温水発生機(限度額3,200万円)
	◆水素バーナー(限度額4,200万円)
補助対象経費	設備費、工事費(建物補強工事費含む) 調査費、設計費等

※補助要件に関する詳細はホームページや要綱、要領をご確認ください。
予算の範囲内での交付です。別途、導入設備の規模に応じた上限額があります。

対象業種

製造業又は運輸業(※1)

※1 運輸業の一部が対象です。対象となる業種についてはお問合せください。

対象事業者

下記の1, 2のどちらかに該当する者

1 市内に事業所を置く中小企業者

・市内に住所及び事業所を有する個人 ・市内に事業所を置く中小企業及び企業団体

2 市内に事業所を置く中堅企業者

注意事項

- ・自己所有、自家消費が対象です。
- ・中古品は対象外です。
- ・売電等は認めません。
- ・補助対象経費は消費税及び地方消費税を除き、300万円以上であること
- ・水素活用設備を除き、原則市内に本店等を有する事業者が発注すること
- ・水素活用設備等を導入する場合は、同一事業所内に再生可能エネルギーによる発電設備を所有すること
- ・水素燃料ボイラー、温水発生機、水素バーナーは水素専焼のみを対象とし、低NOx型小規模燃焼機器の推奨ガイドライン適合機種であることを条件とします。
- ・将来的に、使用する水素を再エネ由来水素に切り替えることを条件に、再エネ由来水素の基準を満たさない水素の利用も認めます。
- ・その他、導入機器に対して条件があります。要綱、要領を確認してください。

申請から交付までの基本的な流れ

事業者

市

①指定申請

- ・指定申請受付期限
令和8年3月31日(火)

②審査

- ・審査期間は
1～2か月程度

③事業着手

- ・設備等を発注すること
- ・①指定申請日の翌日以降

④指定

⑤事業完了

- ・補助事業の最終支払日
- ・原則、④の指定日から
1年以内

⑥交付申請

- ・⑤の事業完了日から
30日を経過する日
又は令和9年3月31日
のいずれか早い期日
まで

⑦審査

- ・審査期間は
1～2か月程度

⑧交付決定

⑨請求

- ・⑧の交付決定後速やかに

⑩支払

問い合わせ先

第2版 令和7年4月11日作成

豊田市役所 産業部 産業振興課
(〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地 豊田市役所西庁舎7階)
電話 0565-34-6641 FAX 0565-35-4317
E-mail kigyo-yuchi@city.toyota.aichi.jp

